

第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画における 介護サービス基盤の整備及び保険料関係について

平成29年11月13日
健康福祉部介護保険課

1. 第7期計画における介護サービス基盤の整備について

(1) 基本的な考え方

本市では、介護保険制度の趣旨に沿い要介護者の在宅生活への支援を基本としながら、「在宅生活が困難な方」への対応として計画的な施設整備を行ってきている。第7期計画の介護サービス基盤整備においては、①医療計画との整合性の確保及び②介護を理由とする離職の防止、という2つの視点が国から示されており、国・県から示された方針を踏まえつつ、本市の施設入所待機者の状況及び保険料の影響等を勘案した上で、整備すべき施設種別及び整備量について検討を行う。

(2) 第7期計画の介護サービス基盤整備における国・県の方針

① 第7次医療計画との整合性の確保(介護サービスの追加的需要への対応)

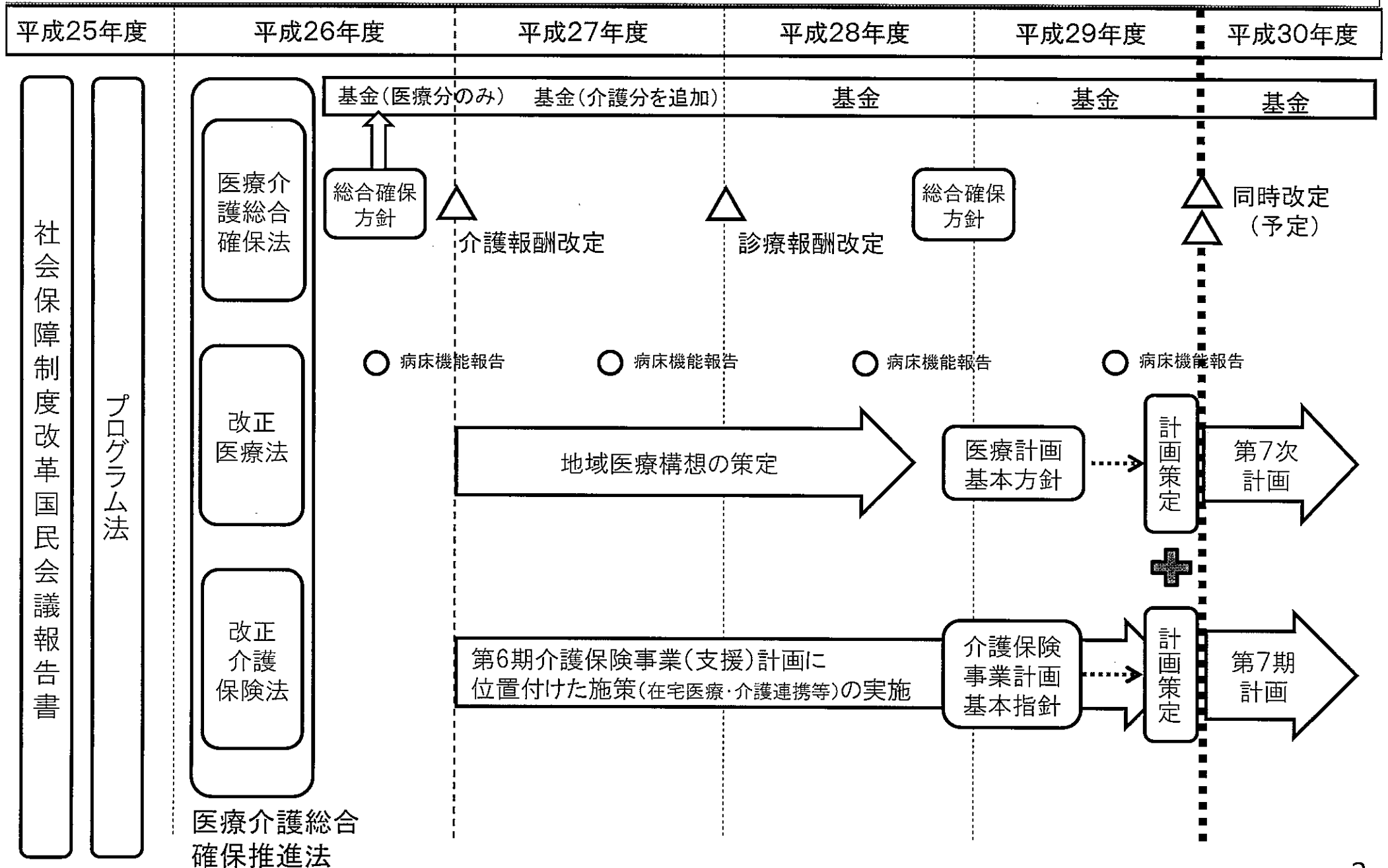
都道府県が策定した地域医療構想に基づく慢性期機能から介護施設・在宅医療等への転換を含めた追加的需要について、地域の実情に応じて適切に受け皿整備がなされる必要があり、市町村介護保険事業計画においては、この受け皿整備の必要量を踏まえた介護サービス量の見込を計画的に設定する。

② 新・三本の矢「安心につながる社会保障」関連(「介護離職ゼロ」の推進)

介護離職防止及び特養待機者の解消を図るため、2020年代初頭までに、介護施設及び在宅サービス等の整備量を約12万人分前倒し・上乘せし、約50万人分以上に拡大する。

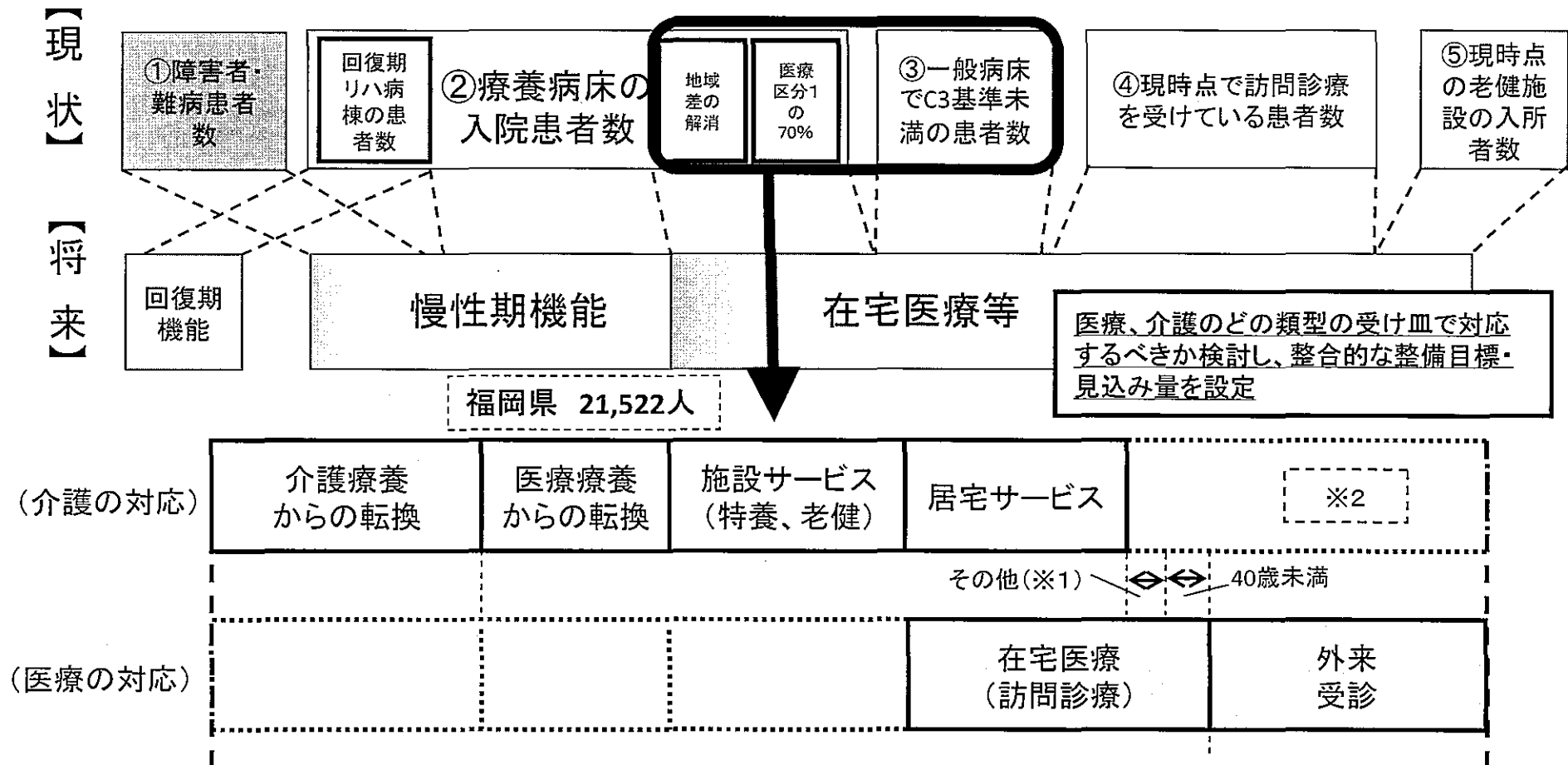
①第7次医療計画との整合性の確保について

<取組イメージ>



在宅医療等の新たなサービス必要量の考え方について

都道府県及び市町村は、在宅医療等の新たなサービス必要量について、協議の場を活用し医療、介護各々の主体的な取組により受け皿整備の責任を明確にした上で、次期医療計画及び介護保険事業計画における統合的な整備目標・見込み量を設定する。

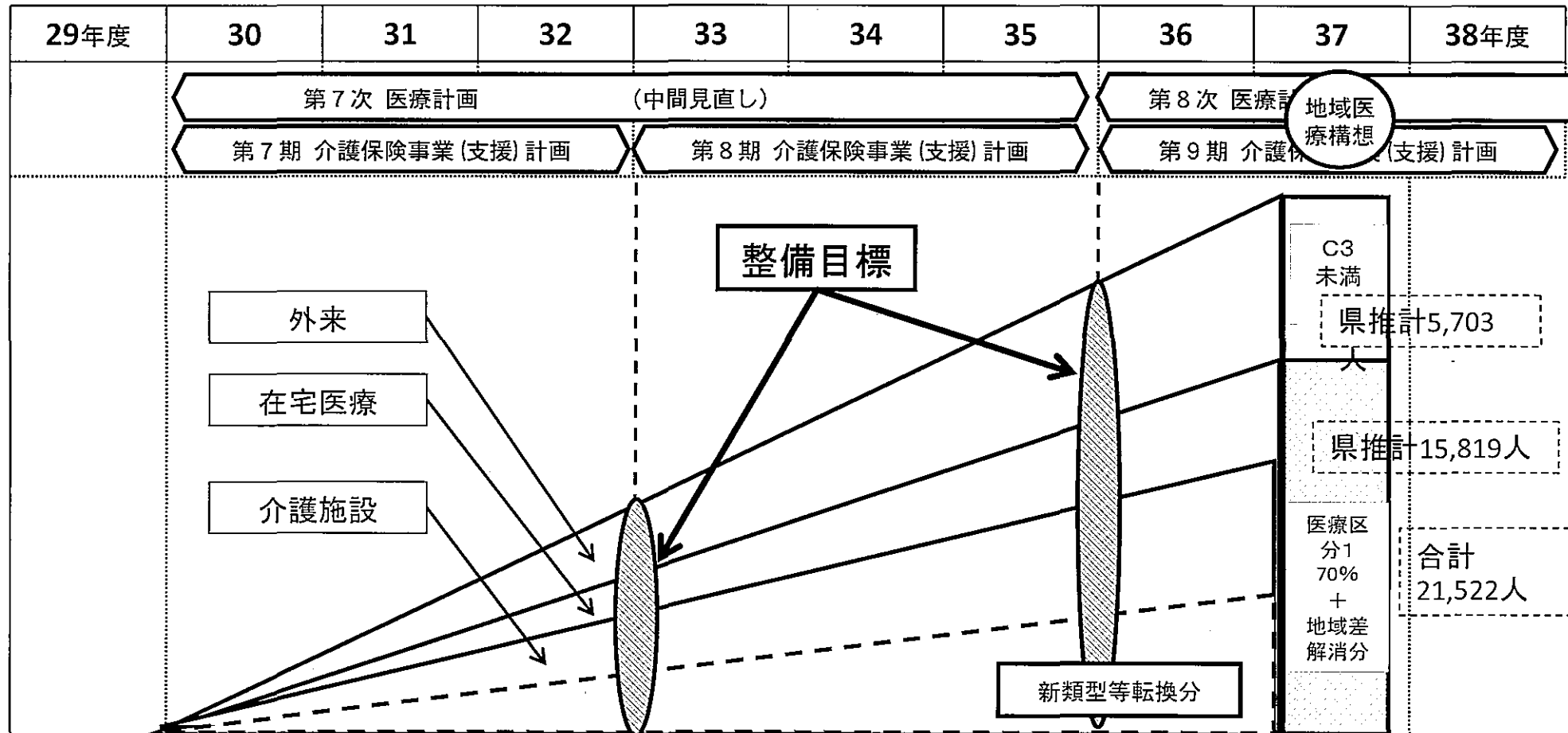


(※1)その他:介護保険の要介護被保険者等が訪問看護等の提供を受ける場合、末期の悪性腫瘍、難病患者、急性増悪等による主治医の指示があった場合などに、医療保険の給付が行われる。

(※2)外来サービスを利用する者の一部には、居宅サービスを利用する者もあり

次期医療計画と介護保険事業計画の整備量等の関係について

- 在宅医療等の新たなサービス必要量は、2025年に向けて、福岡県で21,522人程度となると推計。
- これらの受け皿としては、療養病床の転換等による在宅医療、介護施設の整備の他、一般病床から在宅医療等に対応するものについては、外来医療等に対応することが考えられる。
- 対応にあたっては、それぞれの提供体制の整備主体が協議し、医療計画及び介護保険事業計画の計画期間に応じた、統合的な整備目標・見込み量を立てる必要がある。



県における介護サービス・在宅医療の追加需要の算出の考え方①

追加需要算定の考え方について

(1) 在宅医療の追加需要について

「病床機能報告」の「退院後に在宅医療を必要とする患者の状況」を基に、追加需要に対する在宅医療分の比率を設定する。具体的には「当該病棟から退院した患者数」から「退棟先の場所別の入院患者の状況」の「終了(死亡退院等)」を除いた数値を母数とし、これに対する「自院又は他施設が在宅医療を提供する予定」の数の割合を在宅医療の追加需要分として設定する。

$$(481人 + 647人) / (5,508人 - 1,826人) = 0.306$$

(2) 介護サービスの追加需要について

① 介護施設の追加需要について

「病床機能報告」の「退棟先の場所別の入院患者の状況」を基に、追加需要に対する介護施設分の比率を設定する。具体的には「退棟患者数」から「院内他病棟へ」及び「終了(死亡退院等)」を除いた数値を母数とし、これに対する「介護老人保健施設へ」及び「介護老人福祉施設へ」の数の割合を介護施設の追加需要分として設定する。

$$(310 + 289) / (6,240 - 732 - 1,826) = 0.163$$

② 介護居宅系サービスの追加需要

「病床機能報告」では医療療養病床退院後の患者がどの程度居宅系サービスを利用しているかを示すデータはないが、便宜的に在宅医療と介護施設の追加需要割合を除く部分を介護居宅系サービスの追加需要分とみなし算定する。

$$1 - (0.306 + 0.163) = 0.531$$

介護サービス・在宅医療の追加需要（病床機能報告との対応）

二次医療圏名	退棟先の場所別の入院患者の状況									退院後に在宅医療を必要とする患者の状況				
	退棟患者数	退棟先の場所								当該病棟から退院した患者数	在宅医療を必要としない患者(死亡含む)	自院が在宅医療を提供する予定	他施設が在宅医療を提供する予定	在宅医療の実施予定が不明の患者
		院内他病棟へ	家庭へ退院	他の病院、診療所へ	介護老人保健施設へ	介護老人福祉施設へ	社会福祉施設等へ	終了(死亡退院等)	その他					
総計	6,240	732	1,665	906	310	289	492	1,826	20	5,508	3,548	481	647	832

$$6,240 - 732 - 1,826 = 3,682$$

$$310 + 289 = 599$$

$$5,508 - 1,826 = 3,682$$

$$481 + 647 = 1,128$$

介護施設の追加需要分

$$599 / 3,682 = 0.163$$

在宅医療の追加需要分

$$1,128 / 3,682 = 0.306$$

$$1 - (0.306 + 0.163) = 0.531$$

※居宅サービスの追加需要分とみなす

県における介護サービス・在宅医療の追加需要の算出の考え方②

具体的な算定方法について

- ① 国が示す「2025年の介護施設・在宅医療等の追加的需要の機械的試算」における各市町村の療養病床分の計から0歳～39歳の追加需要分を除外(介護サービスの追加需要の対象から除外し、在宅医療の追加需要として取り扱う)した上で、比例的に平成32年度末時点の追加需要を算定(8分の3)。
- ② 療養病床から介護医療院等への転換数については、医療療養病床からの転換については意向調査で把握した平成32年度までの転換意向数を反映し、介護療養病床からの転換については平成35年度末で介護療養病床の全数が転換されるものとみなして、比例的に平成32年度末時点の数値を算定(6分の3)し反映。
- ③ ①から②を除外した数に対し、在宅医療分0.312、介護施設分0.163、介護居宅系サービス分0.525を用いて追加需要を算定。
- ④ 算定は二次医療圏ごとに行い、算定された介護サービスの追加需要分について、二次医療圏内の各市町村の人口比率を用いて市町村分を算定

【介護施設の追加需要計算式】

$$[(\text{二次医療圏内市町村の追加需要(療養病床分)合計値}) - (0\sim 39\text{歳の追加需要})] \times 3/8$$

$$- (\text{医療療養病床からの転換数}(\ast 1)) - (\text{介護療養病床から転換数}(\ast 2))] \times (\text{在宅医療}0.312 \text{ or } \text{介護施設}0.163 \text{ or } \text{居宅系サービス}0.525) \times \text{当該市町村の人口} / \text{二次医療圏内市町村の人口合計}$$

※1 意向調査で把握した平成32年度までの転換意向数

※2 平成35年度末で全数が転換するものとみなして、その6分3に相当する数

県における介護サービス・在宅医療の追加需要の算出の考え方③

H37年 追加需要の機械的試算値 15,819人(県全体)

除外 0歳~39歳 22人(在宅医療の追加需要に含める)

H37年 追加需要の対象数 15,798人

8分の3

H32年 追加需要の対象数 5,924人

H32年 追加需要の対象数 5,924人

H32年度までの療養病床から
介護医療院等への転換見込み数

介護療養病床 1,761人(床)

H35年までに全数が転換するものとみなし、その6分の3に相当する数

除外

医療療養病床
〇〇人(床)

意向調査により把握したH32までの転換見込み数

H32年 介護・在宅医療への配分対象数 4,164人(仮)

H32年 介護・在宅医療への配分対象数 4,164人(仮)

0,306

0,531

0,163

8人
在宅医療の追加需要② 1,274人

介護居宅系サービスの追加需要 2,211人

介護施設の追加需要
679人

(在宅医療計 1,282人)

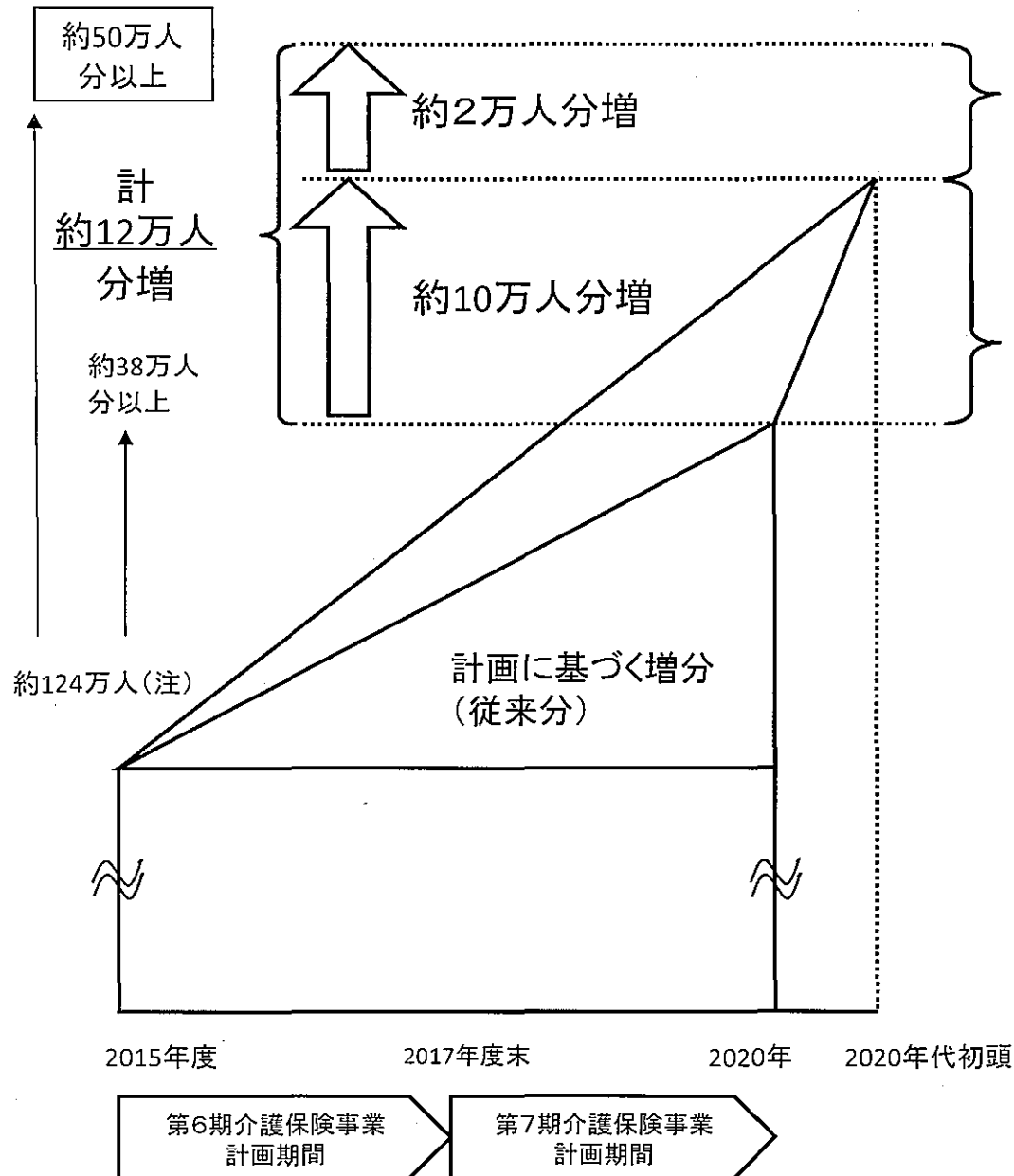
在宅医療の追加需要① 0歳~39歳 22人の8分の3相当

介護サービスの追加需要割合68.8%

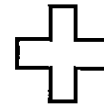


②新・三本の矢「安心につながる社会保障」関連

<取組イメージ>



約2万人分増のサービス付き高齢者向け住宅の整備(国土交通省)



約12万人分増の在宅・施設サービスの
前倒し・上乘せ整備

対象として想定している在宅・施設サービス	
特別養護老人ホーム	特定施設(ケアハウス)
介護老人保健施設	小規模多機能型居宅介護
認知症グループホーム	看護小規模多機能型居宅介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	

約12万人分増の整備が可能となるよう、財政支援を実施

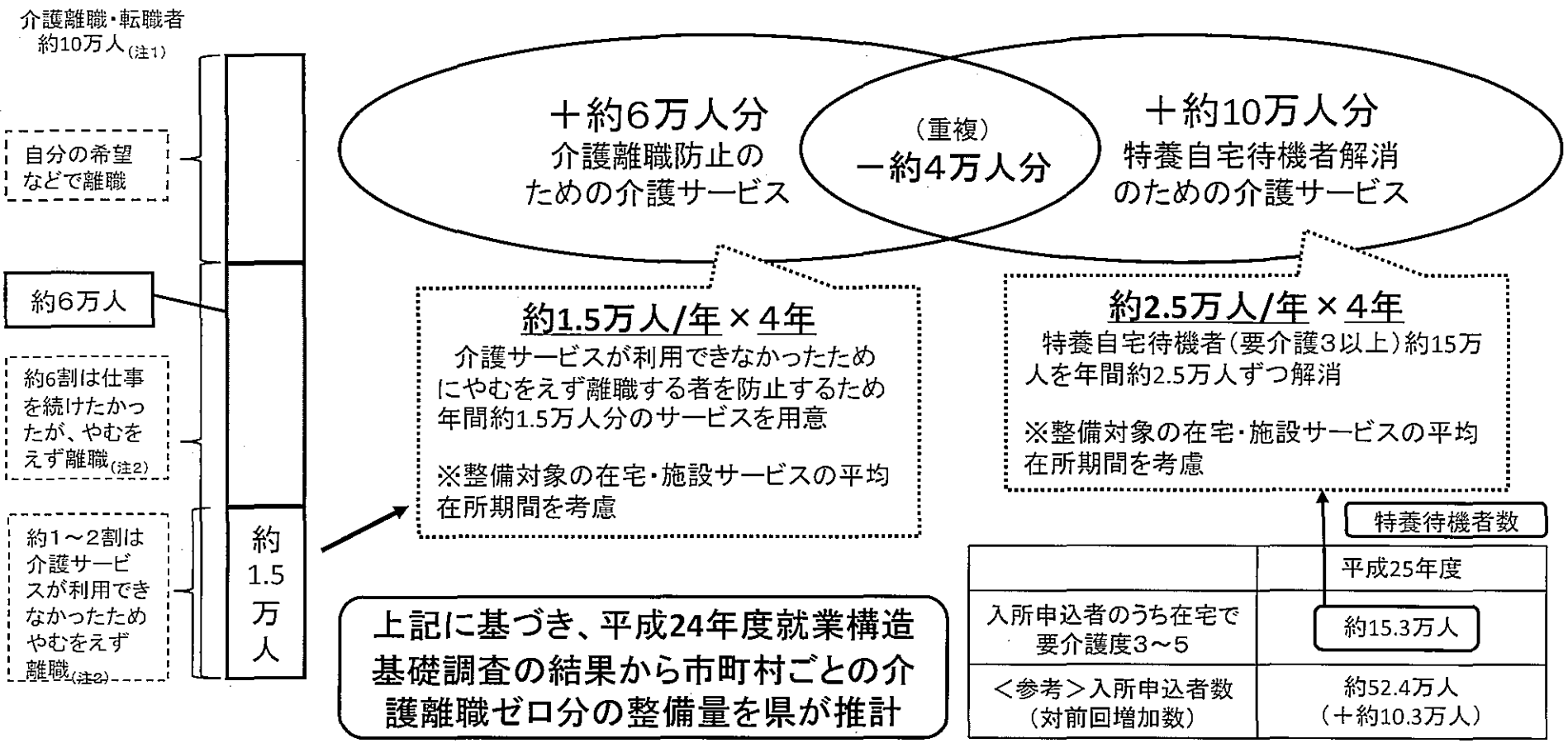
(注)対象として想定している在宅・施設サービスの2015年3月実績

厚生労働省における全国約12万人分の考え方

- ① 介護離職者年間10万人のうち、「介護サービスの利用ができなかったこと」を離職理由にあげている方が毎年1.5万人程度いると推計。特養の平均的な在り期間が約4年であることから、4倍し、約6万人分。
- ② 要介護3以上の特養自宅待機者が約15万人。2020年代初頭までの解消を目指し、「年2.5万人分」のニーズに対応。同じく特養の平均的な在り期間が約4年であることから4倍し、約10万人分
- 上記①の介護離職対策に係る6万人の中にも特養待機者である方が約4万人重複して含まれていることを考慮し、合計約12万人分としたもの。(6万人分(介護離職防止)+10万人分(特養自宅待機者解消)-4万人分(重複分)=12万人分)

約6万人分+約10万人分-約4万人分=約12万人分(※)

(10万人分) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設



(3) 本市の施設入所待機者等の状況 <各種調査結果①>

① 「特別養護老人ホーム(広域型、地域密着型)」入所申込調査結果

【H28.4.1時点、福岡県調査】

待機状況	要介護度					小計 (要介護3 以上)	合計	調査時点の 未開設特養 数	差引待機者 数 (要介 護3以上)
	1	2	3	4	5				
自宅	4	21	81	48	24	153	178		
自宅以外	6	17	62	63	51	176	199		
合計	10	38	143	111	75	329	377	145	184

② 「介護老人保健施設」入所状況

【H28.4.1時点、福岡県調査】

施設数	定員	入所人員	入所率	空床数
8	700	615	87.86%	85

③ 「特定施設の入所状況、待機者状況」の調査結果

【H29.7.1時点 市独自調査】

施設数	定員	入所人員	入所率	空床数(A)	待機者数 (B)	実待機者数 (C) = (B) - (A)	満床の施設 数
13	505	482	95.45%	23	26	3	5

(3) 本市の施設入所待機者等の状況 <各種調査結果②>

④「グループホームの入所状況、待機者状況」の調査結果

【H29.7.1時点 市独自調査】

施設数	定員	入所人員	入所率	空床数(A)	待機者数(B)	実待機者数(C) = (B) - (A)	満床の施設数
50	864	826	95.6%	38	255	217	35

⑤泊まりサービス利用者に係る調査結果

【H29.4～6月利用分 市独自調査】

問1 施設入所が適当と思われるものの施設の空きがないため、短期入所又は泊まりサービスを利用中の方の人数	小規模多機能 (泊まりサービス)	看護小規模 (泊まりサービス)	居宅 (短期入所)	合計
	70	10	163	243
うち要介護3以上の方の人数	28	9	116	153
問2 問1で回答した方のうち、平成29年4月から6月までの短期入所又は泊まりサービスの利用日数の平均が月の半数を超える方の方の人数	小規模多機能 (泊まりサービス)	看護小規模 (泊まりサービス)	居宅 (短期入所)	合計
	42	8	104	154
うち要介護3以上の方の人数	25	8	81	114
回収率	90.00%	90.00%	81.13%	83.97%

【参考】 施設・居住系サービスの人員基準等

	特別養護老人ホーム	老人保健施設	介護療養型医療施設	グループホーム	特定施設
平均要介護度 (H29.4)	3.94	3.04	4.26	2.94	2.48
第3期整備状況	40床(+2期分の20床=60床)	—	—	—	—
第4期整備状況	地域密着型80床	—	—	—	—
第5期整備状況	地域密着型145床	80床	—	—	—
第6期整備状況	地域密着型145床	—	—	54床	—
入所対象者等 (基準省令)	○可能な限り、 <u>居室における生活への復帰を念頭</u> において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、 <u>生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、及び療養上の世話</u> を行う事により、入居者が当その有する能力に応じ自立した生活を営む事ができるようにすることを旨とするものでなければならない。	○ <u>看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練</u> その他必要な医療並びに日常生活上の世話 ○入所者の <u>居室における生活への復帰</u> を目指すものでなければならない	○長期にわたる療養を必要とする要介護者 ○療養上の管理、 <u>看護、医学的管理の下における介護の世話及び機能訓練</u> その他の <u>必要な医療</u> を行う事により、入所者が、その有する能力に応じ自立した生活を営む事ができるようにするものでなければならない。	○認知症である利用者が、 <u>共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で</u> 、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	○入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う事により、要介護状態となった場合でも、入居者が当該施設において、その有する能力に応じ自立した生活を営む事ができるようにするものでなければならない。
	要介護3以上(H27より)	要介護1以上	要介護1以上	要支援2以上	要支援1以上
医師	必要数(非常勤可)	常勤1以上 入所者に対して100:1以上	医療法基準による	—	—
薬剤師	—	実情に応じ適当数	医療法基準による	—	—
看護職員	利用者:(看護+介護)で3:1以上 (30人以下:看護1)	利用者:(看護+介護)で3:1以上 (看護2/7程度を標準)	医療法基準による (入院者に対して6:1以上 等)	—	利用者:(看護+介護)で3:1以上 (30人以下:看護1)
介護職員	(31人~50人:看護2) (51人~130人:看護3以上)		入院者に対して6:1以上		
理学療法士(OT) 作業療法士(PT) 等	訓練を行う能力を有する者(PT・OT・看護職員・柔道整復師等)1以上	OT、PT又は言語聴覚士が100:1以上	OT及びPTが適当数	—	訓練を行う能力を有する者(PT・OT・看護職員・柔道整復師等)1以上
生活相談員	入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上	支援相談員(保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有する者)1以上	—	—	入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
栄養士	1以上	定員100人以上の場合は1以上	医療法基準による	—	—
介護支援専門員	入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上	入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上	入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上	1以上	(計画作成担当者) 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
備考			H35年度末で制度廃止 (新規指定は認めない)		13

【参考】 施設・居住系サービスの整備状況(全国・県比較)

サービス種別	事業所数			第1号被保険者 1人当たり 【事業所数】		定員			第1号被保険者 1人当たり 【定員】		利用者数			第1号被保険者 1人当たり 【利用者数】	
	全国	県	久留米市	全国比	県比	全国	福岡県	久留米市	全国比	県比	全国	福岡県	久留米市	全国比	県比
特別養護老人ホーム	9,682	383	26	116.2%	104.4%	580,898	22,513	1,010	75.2%	69.0%	519,538	19,732	1,134	94.4%	88.3%
特養【広域型】	7,705	308	9	50.5%	44.9%	530,280	20,576	560	45.7%	41.8%	473,800	17,981	728	66.5%	62.2%
特養【密着型】	1,977	75	17	372.0%	348.4%	50,618	1,937	450	384.6%	357.1%	45,738	1,751	406	384.0%	356.4%
老人保健施設	4,241	178	7	71.4%	60.5%	370,366	14,756	700	81.8%	72.9%	305,548	12,272	690	97.7%	86.4%
介護療養	1,324	81	5	163.4%	94.9%	59,106	3,732	223	163.2%	91.9%	50,039	3,087	210	181.5%	104.6%
グループホーム	13,069	659	50	165.5%	116.6%	183,503	9,193	864	203.7%	144.5%	172,862	8,615	811	203.0%	144.7%
特定施設	5,168	239	13	108.8%	83.6%	260,745	11,310	505	83.8%	68.6%	170,202	7,710	404	102.7%	80.6%
特定施設【広域型】	4,858	220	13	115.8%	90.8%	253,778	10,965	505	86.1%	70.8%	164,031	7,429	404	106.5%	83.6%
特定施設【密着型】	310	19	0	0.0%	0.0%	6,967	345	0	0.0%	0.0%	6,171	281	0	0.0%	0.0%
合 計	33,484	1,540	101	130.5%	100.8%	1,454,618	61,504	3,302	98.2%	82.5%	1,218,189	51,416	3,249	115.4%	97.1%

※全国及び県の事業所数、定員及び利用者数は、平成28年度介護サービス施設・事業所調査による。(被保険者数は、平成28年9月末)

※久留米市の事業所数、定員は平成29年4月1日時点。利用者数は介護保険事業状況報告(H29.6月記載分)、被保険者数は平成29年4月末時点。

※定員を超える利用者数があるのは、他市町村の施設を利用している被保険者を含むため。

※特定施設において、定員と利用者の差は混合型特定施設には、要介護認定を受けていない高齢者も入居できる事による。

本市の特定施設13事業所のうち、12事業所は混合型。

2. 第7期計画における保険料について

(1) 基本的な考え方

これまでの実績を基礎としながら、地域包括ケア「見える化」システムを活用したサービス種別ごとの利用状況や利用者数の伸び等の分析により、第7期計画期間のサービス見込量及び給付費を推計し、それぞれの被保険者の負担能力に応じた保険料を設定する。所得段階区分の設定については、国の基準を待って検討を開始する。

(2) 介護保険料の増減要因について

第7期の介護保険料を設定するにあたり、現時点で次のような増減要因が考えられる。

増要因

- 高齢化の進展に伴う、要介護高齢者の増加
- 第1号被保険者の保険料負担割合の引き上げ(22%→23%)
- 施設・居住系サービスの整備

減要因

- 介護給付費準備基金の取崩し
※基金残高:約14.5億円(平成29年度末)
- 消費増税に伴う公費負担軽減の拡大(低所得者保険料軽減負担金)

増減要因

- 報酬改定
(プラス改定であれば、増要因。
マイナス改定であれば、減要因。)

第1号保険料段階比較(6期国-6期久留米市-7期国)

所得段階区分	第6期計画期間(政令で定める基準)		第6期計画期間(久留米市)		保険料		第7期計画期間(政令で定める基準 未定)	
	対象者		対象者		年額	月額	対象者	
	負担割合		負担割合				負担割合	
第1段階	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.5 (×0.3)	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.5 (×0.45)	30,515円	2,543円
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	×0.75 (×0.5)		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	×0.65	44,078円	3,674円
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	×0.75 (×0.7)		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	×0.75	50,859円	4,239円
	市民税世帯課税	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.9	市民税世帯課税	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.88	59,675円	4,973円
		市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額		市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額	67,812円	5,651円
		市民税本人課税で、合計所得金額120万円未満の人	×1.2		市民税本人課税で、合計所得金額125万円未満の人	×1.13	76,628円	6,386円
		市民税本人課税で、合計所得金額120万円以上190万円未満の人	×1.3		市民税本人課税の方で合計所得金額125万円以上200万円未満の人	×1.25	84,765円	7,064円
		市民税本人課税で、合計所得金額190万円以上290万円未満の人	×1.5		市民税本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満の人	×1.5	101,718円	8,477円
		第9段階	市民税本人課税で、合計所得金額290万円以上の人		×1.7	市民税本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満の人	×1.6	108,499円
市民税本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満の人						×1.7	115,280円	9,607円
市民税本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満の人	×1.85			125,452円		10,455円		
市民税本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満の方	×2.0			135,624円		11,302円		
			市民税本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満の方	×2.15	145,796円	12,150円		
			市民税本人課税で、合計所得金額700万円以上の方	×2.30	155,968円	12,998円		

※()は公費による軽減後の負担割合

※()は公費による軽減後の負担割合